

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区分	酒類製造者の移出数量					販売業者の販売数量		平成28年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,523	kℓ X	kℓ 265	kℓ 1,427
合成清酒	-	-	-	-	-	123	255	47	255
連続式蒸留焼酎	X	X	X	X	X	692	X	77	567
単式蒸留焼酎	46	6,134	12,272	962	677	22,181	14,373	2,302	15,051
みりん	-	-	-	-	-	691	554	67	554
ビール	-	19,348	4,630	117	123	42,257	22,061	3,546	22,184
果実酒	-	-	19	43	-	6,049	3,846	646	3,846
甘味果実酒	2	2	23	11	1	137	151	48	152
ウイスキー	X	X	X	X	X	1,717	X	182	891
ブランデー	-	-	-	-	-	61	31	12	31
発泡酒	6	7,015	1,315	26	18	29,367	22,237	4,075	22,255
原料用アルコール・スピリッツ	-	7	45	3	5	10,916	6,068	1,785	6,074
リキュール	9	16,928	1,125	58	69	58,203	38,613	7,146	38,682
その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	X	X	X	X	X	6,455	X	455	10,092
合計	63	49,434	19,441	1,222	895	180,375	121,165	20,654	122,060

調査期間等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 23 年 度	1,159	229	15,145	21,958	68,879	107,368
平 成 24 年 度	1,186	241	16,074	20,295	68,927	106,726
平 成 25 年 度	1,211	230	14,628	19,404	69,784	105,260
平 成 26 年 度	1,138	216	13,302	17,428	68,762	100,845
平 成 27 年 度	1,427	255	15,618	22,184	82,577	122,060

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みり ん	ビー ル	果実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
那 覇	430	31	198	4,527	133	6,067	1,097	35	276	9	5,847	1,828	11,630	3,037	35,144	那 覇
宮 古 島	58	7	54	765	22	896	134	4	34	1	1,296	268	1,437	581	5,557	宮 古 島
石 垣	59	9	37	933	33	1,700	162	4	41	1	951	203	1,705	630	6,468	石 垣
北 那 覇	310	168	126	3,136	227	5,359	1,087	50	228	8	4,189	1,242	7,240	2,131	25,501	北 那 覇
名 護	104	8	24	1,428	40	1,821	250	16	55	2	2,449	445	3,295	599	10,536	名 護
沖 縄	466	32	128	4,262	99	6,341	1,116	43	257	10	7,523	2,088	13,375	3,114	38,854	沖 縄
総 計	1,427	255	567	15,051	554	22,184	3,846	152	891	31	22,255	6,074	38,682	10,092	122,060	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 免許場数	規 取消場数	許 減場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計 (A)	者			者	
清 酒	4	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	内 2	3
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	内 -	2
単 式 蒸 留 焼 酎	51	2	1	-	8	-	14	9	4	6	7	-	3	-	-	-	1	52	6	52	内 4	50
み り ん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
ビ ー ル	7	1	-	-	3	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	8	3	4	内 2	7
果 実 酒	7	-	-	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	1	内 3	6
甘 味 果 実 酒	7	-	1	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	2	1	内 2	6
ウ イ ス キ ー	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	内 -	3
ブ ラ ン デ ー	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 2	2
原 料 用 アル コ ー ル	26	-	-	-	8	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	15	26	1	-	内 1	26
発 泡 酒	9	1	-	-	4	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	10	3	2	内 2	9
そ の 他 の 醸 造 酒	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	内 3	4
ス ビ リ ッ ツ	50	1	1	-	8	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	50	7	3	内 5	48
リ キ ュ ー ル	30	1	-	-	12	4	6	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	31	3	4	内 2	28
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
雑 酒	9	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	9	1	-	内 1	9
合 計	211	6	3	-	58	12	25	14	7	7	7	-	3	1	2	78	214	38	69	内 29	203	
各酒類 を通じたもの	平成 25 年度				7	2	15	7	12	2	9	1	3	-	1	3	62	6		内 4	60	
	平成 26 年度				9	2	18	9	9	3	8	1	3	-	1	3	66	7		内 5	63	
	平成 27 年度				12	3	18	11	5	6	6	1	3	-	1	3	69	8		内 5	65	

調査対象等：平成28年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成27年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ためのもの	輸出の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰			設置許 可の 場	設置許 可な い 場		
清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合成清酒	-	-	-	2	-	-	2	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	2	-	-	2	-
単式蒸留焼酎	3	2	-	3	12	-	20	18
みりん	-	-	-	1	-	-	1	-
ビール	-	-	-	4	-	-	4	2
果実酒	-	-	-	3	-	-	3	-
甘味果実酒	-	-	-	3	-	-	3	-
ウイスキー	-	-	-	3	1	-	4	1
ブランデー	-	-	-	3	-	-	3	-
原料用 アルコール	1	-	-	2	7	-	10	-
発泡酒	-	-	-	2	-	-	2	-
その他の醸造酒	-	-	-	2	-	-	2	-
スピリッツ	3	1	-	3	9	-	16	-
リキュール	-	1	-	4	9	-	14	-
粉末酒	-	-	-	2	-	-	2	-
雑酒	-	-	-	2	-	-	2	-
合計	7	4	-	44	38	-	93	21
うち実蔵置場数	3	2	-	4	12	-	21	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成28年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
-	-

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	-
もろみ	8	-

(3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数									
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計											
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て さ い な れ な い て も い る も の 及 び の	全	酒	類	5	928	933	97	589						
		ビ	一	ル	-	-	-	-						
		洋		酒	4	9	13	1	4					
		輸	出	入	酒	類	7	9	16	1	9			
		店	頭	販	売	酒	類	1	-	1				
		協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-			
		自	己	商	標	酒	類	-	2	2	-	-		
		自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	-	1	1	-	-	
			合	成	清	酒	・	焼	酎	1	15	16	-	17
			ビ	一	ル	-	1	1	-	-	-			
			洋		酒	1	3	4	-	-	3			
			計	2	20	22	-	20						
		期	限	付	-	-	-	-	-					
		そ	の	他	の	酒	類	-	3	3	-	2		
		合	計	19	971	990	99	625						
	合 計 の	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-
		卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-
		製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	-	-	
販 の 条 件 方 法 に 付 に さ れ て い 限 る も の 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の			2,028	66	1,547				
		期	限	付	-	-	-							
		特	殊	の	も の			1	-	-				
		計	2,029	66	1,547									
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の			93	3	66				
		期	限	付	-	-	1							
		特	殊	の	も の			-	-	-				
		通	信	販	売	だ	け	の	も の			31	-	26
		計	124	3	93									
	合	計	2,153	69	1,640									
媒	介	業			8	-	4							
代	理	業			-	-	-							

調査時点：平成28年3月31日

用語の説明：

- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
- 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
- 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
- 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した業者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製 造																												許 場				販 売 業 免 許 場 数				税務署名				
	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合計			酒類卸売業		酒類小売業	
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数		販売場数	販売業者数		
那 覇	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	6	-	6	1	-	-	1	-	28	10	220	127	674	436	那 覇
宮 古 島	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	7	1	1	1	-	-	-	-	16	9	70	60	112	82	宮 古 島
石 垣	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	8	-	4	1	-	-	2	-	32	12	82	71	184	134	石 垣
北 那 覇	2	-	-	-	-	-	9	9	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	1	-	6	-	1	-	2	-	9	1	5	-	-	1	-	40	10	175	120	358	302	北 那 覇	
名 護	1	-	-	-	-	-	13	13	-	-	3	1	2	1	1	-	1	-	-	-	5	-	3	-	1	-	13	1	9	1	-	-	3	-	55	17	212	125	303	278	名 護
沖 縄	1	1	-	-	2	1	6	6	-	-	2	1	3	-	1	-	2	-	1	-	5	-	4	1	1	-	7	-	6	1	-	-	2	-	43	11	231	122	522	408	沖 縄
総 計	4	1	-	-	2	1	52	52	-	-	8	4	7	1	6	1	3	-	2	-	26	-	10	2	4	-	50	3	31	4	-	-	9	-	214	69	990	625	2,153	1,640	総 計

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。